

嵐山町議会平成29年第3回臨時会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月25日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
日程の追加	57
発議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
閉会の宣告	68
署名議員	69

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第241号

平成29年第3回嵐山町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年12月7日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成29年12月25日
2. 場 所 嵐山町議会議場
3. 付議事件
 - 1) 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
 - 2) 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて
 - 3) 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
 - 4) 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについて
 - 5) 平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）議定について
 - 6) 平成29年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について
 - 7) 平成29年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定について
 - 8) 工事請負契約の変更について（地域活力創出拠点施設整備工事）

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	吉 本 秀 二	議 員	2 番	森 一 人	議 員
3 番	大 野 敏 行	議 員	4 番	長 島 邦 夫	議 員
5 番	青 柳 賢 治	議 員	6 番	畠 山 美 幸	議 員
7 番	吉 場 道 雄	議 員	8 番	河 井 勝 久	議 員
9 番	川 口 浩 史	議 員	1 0 番	清 水 正 之	議 員
1 1 番	松 本 美 子	議 員	1 2 番	安 藤 欣 男	議 員
1 3 番	渋 谷 登 美 子	議 員	1 4 番	佐 久 間 孝 光	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成29年第3回嵐山町議会臨時会

議事日程（第1号）

12月25日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第49号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 4 議案第50号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 5 議案第51号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 6 議案第52号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 7 議案第53号 平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）議定について
- 日程第 8 議案第54号 平成29年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について
- 日程第 9 議案第55号 平成29年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第10 議案第56号 工事請負契約の変更について（地域活力創出拠点施設整備工事）

追加

- 日程第11 発議第38号 普天間基地の使用禁止を求める意見書の提出について

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	佐久間孝光	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二
書記	清水雅也

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
安藤實副町長	
植木弘	参事兼総務課長
岡本史靖	技監
山下隆志	企業支援課長
藤永政昭	まちづくり整備課長
菅原浩行	上下水道課長
永島宣幸	教育長

◎開会の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、おはようございます。第3回臨時会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第3回嵐山町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時57分)

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○佐久間孝光議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

第3番 大野敏行 議員

第4番 長島邦夫 議員

を指名します。

◎会期の決定

○佐久間孝光議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日午前9時30分より議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

青柳議会運営委員会委員長。

[青柳賢治議会運営委員長登壇]

○青柳賢治議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第3回臨時会を前にして、本日午前9時30分から議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として佐久間議長、並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、植木参事兼総務課長にご出席い

ただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

審議案件は、長提出議案の条例4件、予算3件及びその他1件の計8件というところでございます。このほか議員提出議案も予定されております。

その後、委員会で協議した結果、第3回臨時会は、本日12月25日の1日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○佐久間孝光議長 お諮りします。

本臨時会の会期につきましては、委員長報告のとおり本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 ここで、若干の報告をいたします。

初めに、議事日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、条例4件、予算3件及びその他1件の計8件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので報告いたします。発議第38号 普天間基地の使用禁止を求める意見書の提出について、以上の1件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、意見書については、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして、審議する予定でありますので、ご了承願います。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、若干の報告を終わります。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第3、議案第49号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第49号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第49号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件でございます。平成29年度人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する給料及び期末勤勉手当の額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木参事兼総務課長。

〔植木 弘参事兼総務課長登壇〕

○植木 弘参事兼総務課長 議案第49号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての細部について説明をさせていただきます。

本条例の改正は、平成29年度人事院勧告に伴い、一般職員の給料表及び勤勉手当の改正を行うものであります。第1条で、本年12月支給分の勤勉手当支給率を0.1月分引き上げること及び給料表を改正するものであります。

参考資料をごらんください。給与改定の概要ですが、1は月例給の給料表でありまして、一般職給料表の平均改定率は0.18%です。技能労務職では平均改定率は0.14%となります。また、初任給を1,000円引き上げ、若年層につきましても、同程度の改定を行います。そのほかにつきましては、それぞれ400円の引き上げを基本に改定を行うものであります。

次に、2の特別給、期末手当及び勤勉手当の改正では、支給割合を年間4.4月に改正するものであります。民間支給割合に見合うように、国、県に準拠いたしまして、0.1月の引き上げを行うものであります。引き上げにつきましては、勤勉手当に配分をいたします。

3の実施時期につきましては、月例給の給料表は、平成29年4月1日にさかのぼり

実施をいたします。特別給の期末手当、勤勉手当は、平成29年12月期からの適用となります。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 一般職と技能職の改定率が違うわけですが、この理由を伺いたと思います。それから、3のほうなのですが、12月からということで、これは月内に、これが通れば支給をするということでよろしいのでしょうか。それから、全体で幾らになるのかを伺いたと思います。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 お答えを申し上げます。

一般職とそれから技能労務職の差でございますが、一般職は、これは1級から7級までのこの平均ということでご理解をいただければと思います。技能労務職につきましても、同じ計算式で計算をさせていただいているものでございます。

支給日につきましては、年が明けて1月の給料支給日に行う予定でございます。

総額でございますが、この後の補正予算のところの説明をさせていただきますが、総額は700万円となるものであります。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 一般職と技能職の関係の、平均は私もわかっているのですが、この差を同じにしなかった理由です。そこをちょっとお答えいただきたいと思うのですが。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 一般職の場合は、年の若い1級から、若い職員ほど金額が高くなるように、そういう計算式の上での平均値ということでございますので、技能労務職につきましても、同じ計算式を用いて計算をさせていただいているということでございまして、差をつけているということではございません。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ただ技能職のほうが改定率が低いわけです。0.04、低いわけ

です。これなぜなのだろうかと、同じでいいのではないかなと思ったのですけれども、何かそれは人事院から特別なことは来ていないのでしょうか。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 お答えいたします。

まず、一般職の場合ですと、例えば1級ですと0.51%、それから7級ですと0.09%という差が出てまいります。今回技能労務職につきましては、かなり年齢的に高い等級になるということで、このような数値が出てくるというふうを考えておりまして、特に差別化をして低い率に抑えているということではございません。

○佐久間孝光議長 ほかに。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第49号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第4、議案第50号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第50号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第50号は、嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。平成29年度人事院勧告に準拠して、一般職の任期つ

き職員に支給する給料及び期末勤勉手当の額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木参事兼総務課長。

〔植木 弘参事兼総務課長登壇〕

○植木 弘参事兼総務課長 議案第50号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての細部についての説明をさせていただきます。

議案第49号で、人事院勧告に従い職員の12月期に支給される勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げることに伴い、第1条におきまして、任期つき職員の給料表及び勤勉手当支給率を0.1月分引き上げるものでございます。

以上で細部の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この対象人数は今何人いるのでしょうか。それと、この引き上がった場合の総額、幾らになるのか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 任期つき職員は今現在4人おります。金額につきましてはですが、先ほどの49号でお答えいたしました700万円の中に含まれております。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これの任期つきだけの金額というのは出ていないですか。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 お答え申し上げます。

申しわけございません。今手元にちょっと集計したものがございませんので、後ほどお答えをさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第50号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第5、議案第51号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第51号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第51号は、嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。平成29年度人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する期末勤勉手当の額を改定することに伴いまして、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木参事兼総務課長。

〔植木 弘参事兼総務課長登壇〕

○植木 弘参事兼総務課長 議案第51号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての細部についてを説明させていただきます。

議案第49号で、人事院勧告により一般職員の勤勉手当支給率を0.1月分引き上げる

ことに伴い、議員の期末手当支給率を引き上げるための改正であります。第1条では、平成29年12月期の支給率を0.1月分引き上げる改正を、第2条では、平成30年度以降の6月分及び12月分、それぞれに0.1月の引き上げを0.05月分ずつに振り分けて引き上げるための改正を行うものであります。

以上で細部の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 確認なのですが、人勸に基づいてという説明でありましたので、報酬審議委員会は経ていないということでもよろしいのでしょうか、この改正の額が39万6,000円ということでもよろしいのか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 お答えいたします。

そのとおりでございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第51号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第6、議案第52号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第52号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第52号は、嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。平成29年度人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する期末勤勉手当の額を改定することに伴いまして、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木参事兼総務課長。

〔植木 弘参事兼総務課長登壇〕

○植木 弘参事兼総務課長 議案第52号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての細部の説明をさせていただきます。

議案第51号と同様に、人事院勧告により一般職員の勤勉手当支給率を0.1月分引き上げることに伴い、町長、副町長、教育長の期末手当支給率を0.1月分引き上げるものであります。

第1条は、平成29年12月期の期末手当の引き上げを、第2条では、平成30年度以降の6月分及び12月分、それぞれに0.1月分の引き上げを0.05月分ずつに振り分けて改正を行うものであります。

以上で細部の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この改正で町長は幾らから幾らになったのか。副町長、教育長も同じ質問です。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 申しわけございません。合計で15万円でございますが、内訳をちょっと今現在手元で把握しておりません。後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○佐久間孝光議長 ほかに。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第52号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第7、議案第53号 平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第53号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第53号は、平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を増額をし、歳入歳出予算の総額を61億844万8,000円とするものであります。このほか債務負担行為の追加が3件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木参事兼総務課長。

[植木 弘参事兼総務課長登壇]

○植木 弘参事兼総務課長 議案第53号 平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）の細部につきまして説明をさせていただきます。

6 ページをお開きください。第2表、債務負担行為、追加でございます。埼玉県土地開発公社に対する債務保証と武蔵嵐山駅西口地区整備事業並びに埼玉県土地開発公社に対する債務保証、この以上3件でございます。期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、12、13ページをお願いいたします。2の歳入でございます。第18款繰入金、第2項基金繰入金でございます。財政調整基金繰入金からの繰入金を700万円増額し、補正後の額を2億9,580万円とするものでございます。なお、財政調整基金の補正後の額は2億4,000万円でございます。

次に、14、15ページをお願いいたします。3の歳出でございます。歳出の各費目にわたり人事院勧告に基づく人件費の補正を行っております。人勤による改定内容は、給与条例等の改正で説明をさせていただいたところでございます。

なお、28ページ以降に給与費明細書等を掲載させていただいておりますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

なお、先ほどの川口議員のご質問の中で、任期つき職員4人の改定増額につきまして答弁漏れがございました。月例給におきまして1万5,600円、勤勉手当につきまして3万4,850円、合計しますと5万450円となります。よろしくをお願いいたします。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 人件費の増でそれを財政調整基金から入れているわけですが、予備費からでも十分間に合ったわけですが、これは財政の担当として、予備費の流用が非常に多く、そして決算上、ここのところで問題が出てくるということなので、このような形になっているのかどうか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 お答え申し上げます。

予備費につきましては、かなり伸びがございますが、今後まだ年度末までの期間に緊急の対応が必要な場合もございますので、予備費のほうにつきましては、一定の額を確保させていただきたいというような趣旨からでございます。よろしく申し上げます。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 余りこういうふうなことがなかったのに、人件費のことを財調からとってくるということがなかったのに何うわけですけれども、緊急の対応は今後も起こり得るといことが、起こりそうだというふうな予測があるといことですか、伺います。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 例えば思わぬ大雪が降るとか、突発的な事故等が起こり得る可能性というものを考慮いたしまして、予備費につきましては、そのまま残させていただいたといことでございます。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私もちよつと何か気になることがありまして、お金の契約金額なんかでも、こちらで回しておけばこれで済んだなというふうな感じのことがあるわけなのですけれども、次の議案のところ。それで、既に予備費といのはどの程度流用されているのか、計算されているのかどうか、伺いたいと思うのですが。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 予備費につきましては、補正前の額としまして2,977万8,000円、執行済額につきましては、ちよつと今手元に資料がございません。後ほどお答えをさせていただきたいと思ひます。申しわけございません。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 6ページの債務負担行為、武蔵嵐山駅西口地区整備事業、これは今建物が建っています。それだけではなくてロータリーの拡張、この部分も入っているといことなのですか。

○佐久間孝光議長 藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今回債務負担行為を上げさせていただきました武蔵嵐山駅西口地区整備事業の件に関しましては、県道停車場線沿いに、今まで小松屋本店さんというお店があったところがあると思ひのですが、今現在建物が壊されていまして、売却の、売り地の看板が設置されております。そこの土地につきましては、先行取得をしておきたいといことで、今回計上をさせていただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第53号 平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第8、議案第54号 平成29年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第54号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第54号は、平成29年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定についての件でございます。今回の補正は、公共下水道費及び浄化槽費合わせて14万9,000円を増額をし、その財源を予備費で調整するものであります。これにより歳入歳出予算の総額に変更はございません。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

菅原上下水道課長。

[菅原浩行上下水道課長登壇]

○菅原浩行上下水道課長 それでは、議案第54号の細部説明をさせていただきます。

予算書の44ページ、45ページをお願いいたします。歳出でございます。第1款公共下水道費及び第2款浄化槽費につきまして、人事院勧告に基づきまして人件費の補正を行うものでございます。予備費につきましては、人事院勧告に伴いまして増額になりましたものに対して対応する形でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第54号 平成29年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第9、議案第55号 平成29年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第55号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第55号は、平成29年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業費用を108万5,000円増額をし、総額を5億953万5,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を18万5,000円増額をし、総額を1億3,177万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

菅原上下水道課長。

〔菅原浩行上下水道課長登壇〕

○菅原浩行上下水道課長 それでは、議案第55号 平成29年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）の細部説明をさせていただきます。

63ページをごらんください。収益的収入及び支出でございますが、事業費用のうち、人事院勧告に基づきまして、職員給与等を増額の補正をするものでございます。

64ページをごらんください。こちら資本的収入及び支出の支出でございます。こちらにつきましても、人事院勧告に基づきまして、職員の給料等を補正するものでございます。

56ページ以降のキャッシュ・フロー計算書等につきましてはの説明は、省略をさせていただきます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第55号 平成29年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第10、議案第56号 工事請負契約の変更について（地域活力創

出拠点施設整備工事) の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第56号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第56号は、工事請負契約の変更について（地域活力創出拠点施設整備工事）の件でございます。地域活力創出拠点施設整備工事の施工に関し、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下企業支援課長。

〔山下隆志企業支援課長登壇〕

○山下隆志企業支援課長 それでは、議案第56号の細部についてご説明申し上げます。

地域活力創出拠点施設整備工事の総請負金額を2億3,667万2,280円とするものでございます。

次ページ、参考資料をごらんください。1、工事の変更概要でございます。(1)、建築工事、1階・2階間取りの変更が一式、内外装工事が一式。(2)番といたしまして、電気設備工事、監視カメラ設備工事が一式、放送設備工事が一式、テレビの共聴工事が一式でございます。(3)、解体工事でございます。旧ホームの解体工事一式。

(4)、サイン工事、案内表示サイン一式、トイレ案内表示のサイン一式、総合案内図点字つき1台、シャッターデザインシート一式、外壁デザインシート一式。以上が工事の変更の概要でございます。

2といたしまして、工期の変更でございます。変更前につきましては、平成29年9月6日から30年3月15日でございます。変更後につきましては、平成29年9月6日から平成30年3月30日まで、15日間を延長するものでございます。

参考図書といたしましては、別紙のとおりでございますけれども、次ページをごらんいただければと思います。工事の変更請負契約書の写しをごらんいただければと思います。1、工事名、地域活力創出拠点施設整備工事。2、工事場所、嵐山町大字菅

谷地内。

変更事項といたしまして、工事内容は、工事の変更仕様書のとおりでございます。工期につきましては、先ほども申し上げましたけれども、15日間延長をいたしまして、平成30年3月30日までとするものでございます。(3)番といたしまして、元請負代金額に対する増減額でございます。増金3,179万6,280円を増額させていただくものでございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額でございますけれども、235万5,280円となるものでございます。その他特定条件につきましては、変更ございません。

以下につきましては、町議会の議決を経たときは、これを本契約となすという内容を付しまして、平成29年12月19日付で仮契約書として締結をさせていただいたものでございます。

次ページの図面をごらんいただければと存じます。まず最初に、1階の平面図の変更前の部分でございます。当初契約によりまして、1階部分、そして2階部分の平面図を添付させていただいております。ご高覧をいただければと存じます。

次ページが2階の平面図の変更前の部分でございます。そして、さらに次ページになりますけれども、今回の変更後に当たる部分、まず1階の平面図をごらんいただければと思います。こちらにつきましては、事務室の利用人員の増減に対応するために、当初固定型のカウンターを用意してございましたけれども、変更によりまして、可動式のカウンターとすることによりまして、増減に対応をさせていただくものでございます。そして、図面の右側部分になりますけれども、トイレ、そして更衣室につきましては、男女別にそれぞれレイアウトを変更させていただくものでございます。

次ページをごらんいただければと思います。2階の平面図の変更後でございます。2階につきましても、当初相談室を一番奥側の部分に計画をさせていただきましたけれども、こちら防犯上の観点から、手前の観光案内所と隣接する場所に相談室を移動する等の間取りの修正をさせていただいております。そして、突き当たりに物置として掃除用具等を収納するスペースを新たに設置をさせていただくものでございます。そしてトイレにつきましては、若干スペース的に当初かなり狭いトイレとして計画をさせていただきましたけれども、若干余裕を持たせていただきまして、真ん中部分の多目的トイレを中心に大きな変更をさせていただいております。

以上が1階及び2階の間取りの変更でございます。一番最後のページに内部の仕上

げ表を用意させていただいております。こちらにつきましては、お手元の資料の赤色部分が、変更となる部材及び寸法等をあらわさせていただいたものでございます。ご高覧いただければと存じます。

以上、細部について説明をさせていただきました。どうかよろしく願い申し上げます。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） まずは、監視カメラの設置が一式ということが書いてあるのですけれども、監視カメラは何台設置をするのか、お伺いしたいと思います。

それと、2階部分なのですが、当初奥にあった雇用の創出の場というところが手前に来てよかったかなと思うのですけれども、ここの手前のカウンターのある、観光協会が入るのか、案内が入るのか、あれなのですけれども、その部屋と雇用のお部屋の間の仕切りはどういうものにされるのか、お伺いします。

当初の図面に比べますと、2階の広場のスペースが大変狭くなってしまいましたけれども、これで対応が可能なのかお伺いすると、あと多目的トイレの中か、もしくは女性トイレの中にはベビーベッドの設置はあるのかどうなのか。あと、フィッティングボードとかも置いてあるのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず最初に、監視カメラを今回変更で追加をさせていただいております。こちらにつきましては、1階、そして2階の部分にそれぞれ2台ずつ追加をさせていただくものでございます。内部に入る側に1台、そして一番奥側から入られる方を監視するような形で、それぞれ2台ずつを予定させていただいております。

次に、2階の観光の総合案内所、そしてその奥側に計画変えをさせていただきました相談室の間仕切りでございますけれども、こちらにつきましては、一見壁に見えますけれども、収納を壁の中にしてしまうというイメージを持っていただければと思いますけれども、こちらにつきましても、必要なときは、全面ではないのですけれども、一部を残しまして開放ができるタイプの壁、可動式の壁に変更をさせていただいております。

そして、2階の広場スペースの関係でございますけれども、トイレ等のスペースを若干ゆったりとらせていただいた関係で少々狭くなっておりますけれども、予定しているこちらのスペースに、テーブル、椅子等を憩いの場として考えておりますけれども、若干狭くはなりますが、目的としては十分機能的なものは果たせるというふうに考えてございます。

そして、トイレの中になりますけれども、ベビーベッドと申しますか、お子さんを連れてトイレ等を利用する場合に、寝かせながら利用をしていただく等の設備に関しましては、今回の変更で対応をさせていただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 今トイレのところで、寝かせながらトイレができるとおっしゃいましたけれども、おむつ交換ができるような、よくスーパーなんか折り畳み式というのですか、そういうものが設置されているということでよろしいのか。それと、2階の広場は十分な機能を果たせるという答弁でしたけれども、大体これ広さ的には20畳ぐらいなのか、何畳ぐらいの広さがあるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

まず最初に、お子さんを寝かせておくベビーベッドの関係でございますけれども、こちらにつきましては、折り畳みのもの、そして座らせておくタイプのベビーチェアにつきましても用意をさせていただいております。それぞれのトイレに設置を予定させていただいております。

そして、憩いのスペースの広さでございますけれども、畳数については、申しわけないのですが、ちょっと現状ではわかりませんが、面積としては、それほど面積的には減になる部分は、極力その分も考慮してスペースは確保させていただいたつもりでございます。テーブル、椅子等の配置も含めて、特にそれほど狭くはなっていないものと思います。比較をしていただくというふうな観点からは、2階の平面図の変更前と比較をしていただければと思いますけれども、ちょうど予定をしているこちら、柱との比較でおわかりになるかなというところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 多目的トイレの中にはフィッティングボードはつくらないのですね。フィッティングボードは多目的トイレには設置はないのですね、着がえとかできる。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 失礼をいたしました。お子さんを寝かせるベッドの関係でございますけれども、フィッティングボード、着がえをするという意味合いかと思えますけれども、こちらは収納式といいますか、折り畳み式で、通常壁側に収納がされていて、必要なときに起こして平らにしてそれを利用するというタイプを予定させていただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 1階の仕様についてお聞きをしますけれども、変更部を含めてですけれども。トイレは男女別に変更しましたということで、ここを使用する男女というのはどなたが使用するのか。それと、1階と2階の移動は外を回らないと移動はできないのでしょうか。それと、このイベントスペースというのが、当初のよりは随分、可動式になったということでございますけれども、大幅に縮小しているわけなのですが、稼働する人たちが何人ぐらいで、これ利用する予定なののでしょうか。そこら辺がわからないのでお聞きをしたいというふうに思いますが。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

まず最初に、1階の部分のトイレの関係でございますけれども、今回変更になりました、男女別、それぞれ分けさせていただいております。こちらにつきましては、利用に関しましては、主に事務室を利用される方のトイレとして考えてございます。ただし、緊急的に利用したいという方も当然いらっしゃるかと思いますので、そのときには案内をしてそのトイレも使っていただくということでも考えてございます。通常は事務室利用の方向けというふうな考えのもとにトイレは考えてございます。

そして、1、2階の移動でございますけれども、今回図面等を作成するのに当たって、内部からの移動というふうなことも当初考えた部分もございましたけれども、施

設の中を極力広く使おうというふうなことで、移動に関しては、現状の連絡通路へ上がる階段を利用させていただくということで、この施設に関しては考えてございます。

そして、2階のスペースという内容でよろしかったですか、こちらにつきましては、当初の図面にもございますように……

〔何事か言う人あり〕

○山下隆志企業支援課長 すみません、1階のイベントスペースということですか、大変失礼をいたしました。

1階のイベントスペースの関係でございます。こちらについては可動式のカウンターを置くことによって、それぞれ事務室を最小限にすれば、このスペースとしてはかなり広くとれるという状況でございます。当初はこちらにミニイベントというふうな形の中で展示等をして、物産等の販売ですとか、イベントという形でできればというふうに考えておまして、その基本的な考えに関しましては、今回も変わってございません。スペースとしては若干狭くなる部分もございますけれども、展示台等も備品としてこの中に置く予定でございまして、そちらのスペース等をなるべく詰めて利用して、そしてこのイベントとして使えるスペースは最大限にとつていこうという予定をさせていただいております。

人数等に関しては、当初の計画の中では、予定の人数としてはちょっと計画はさせていただいておりませんが、物産等の販売等によって、なるべく多くの方に来ていただくという予定で作成をさせていただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 審議の途中ですが、暫時休憩をしたいと思います。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時14分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 質問させていただきます。

今お答えをいただいたのですが、通常今まで私たちが説明を受けてきたものと、幾らか変更があるのかなというふうに自分では思っているのですが、スペースのことなのですけれども、可動式の、イベント等には部屋を利用できますということなのです

が、やはりある程度のもので、そこにこういうものを入れたいというふうな構想がある中で、一番最初のものでできたのだというふうに思うのですが、それが可動式ということで真ん中に仕切りがあるのです、細長い、図面を見ますと。これは何をいうのか、ここだけ仕切ってしまうと可動式にならなくなってしまうのではないかなと、左は左、右は右というふうな感じでいくような考え方なのかなと。それだと可動式というふうなことにはならないかなというふうに思うのですけれども。

それと、やはりこの方を、どのくらいの方で運営するのか、それはお聞きをできればというふうには思うのですけれども。

以上です。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

1階の部分でよろしかったと思います。可動式のカウンターにつきまして、今回変更として計画をさせていただいております。こちらにつきましては、可動式のカウンターを設置することによって、事務スペースのほうを、その中に入る人員に合わせて広くもでき、狭くもできるというものでございまして、当然反対側がイベントスペースとなるわけでございますので、事務室が狭くなれば、当然残っているイベントスペースが広がるという状況でございます。

どちらにも、やはり事務をやるのにも当然人員等変動するというのが考えられますし、イベントをやる場合には、そのイベントの内容によってスペースが不足するという事態も起きるのかなと思っております。場合によっては、そのイベントに合わせて可動式のカウンターをずらして、イベントスペースを広くとるということも可能になってくるのかなというふうに考えているわけでございます。

そして、運営の関係でございますけれども、運営に関しましては、既に当初の契約を9月議会でご承認いただきまして、その後、運営に関しては観光協会さん等にも理事会で既に説明をさせていただいたところでございます。そのときの理事会等でもさまざまな意見は出たわけでございますけれども、これからは運営面、そして利用面に関しても協議をさせて詰めさせていただくという予定でございます。

そして、大変申しわけございません。先ほどの面積の関係で、ちょっとこの場をおかりしてお答えをさせていただきますけれども、面積につきましては、3万7,804平米で、2階の憩いスペースに関しましては22.8畳、11.4坪となるものでございます。

大変失礼をいたしました。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） ちょっと答弁が漏れたところもあると思うのですが、2つほどお聞きをしたいと思います。

旧の図面のほうでは、売店スペースというものが左の下のほうにあったのですが、その点線はすっかり消えたわけですが、消えた理由を教えてください。と、カウンターが移動になるということで、広くもなりますよというふうなことで了解いたしました。そういう中においても、この課の中では、このイベントスペースを使ってどのようなものを開催をするかという、ある程度構想はあるかなというふうに思うのですが、常時開催するものと不定期に開催するものといういろいろあると思うのですが、そこら辺の考えがありましたらお聞きをしたいと思いますというふうに思いますが。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、売店スペースの関係でございます。当初の図面では、展示・小イベントスペース、そして売店スペースとして、左隅に表示をさせていただきましたけれども、こちらにつきましては、セットで予算で備品を用意させていただき予定でございます。この売店スペース等に展示棚、あるいは保冷庫等を置きまして販売をしていくという計画で記載をさせていただいております。

これについては、変更後に関しましては、表示は若干消させていただきましたけれども、備品等を購入する内容に関しては変わってございません。したがって、スペースとしては予定どおりとらせていただいて、販売も行っていくという予定でございます。

そして、イベントの関係でございますけれども、こちらにつきましては、さまざまなやはりイベントが考えられるかと思えます。既存の従来から町のほうで行っているイベント等も加味しながら、将来に向けてこちらのスペースで行っていくイベント等も考えられるかと思えます。

差し当たっては、施設ができ上がって、恐らく何をやっていこうかというふうなことで、最初計画に関してもいろいろとあろうかと思えますけれども、こちらについても、これからこの1階の部分に予定をさせていただいている観光協会さん、それとも

協議をしながら、イベント内容等についていろいろと議論を重ねてやってみたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第2番、森一人議員。

○2番（森 一人議員） 何点かお聞きいたします。

まず、外壁のところの1階入り口周り、2階入り口周りの木質化、それと小イベントスペースの中木、壁、2階に至っては、憩いのスペースの居室部分の中木、壁のヒノキの羽目板等木質化を一部図っていると思いますが、変更した部分になぜいきなり木質化を進めたのかということと、少し苦言といいますか、あれなのですが、ちょっと変更後の平面図が、まだ自分は老眼ではないのですが、全然読めない、数字が。平面図においても数値的なものが、全然数字が見えないということがございますので、後日出していただければなと思うところと。

あと、変更増額分ということで3,000万円以上出ている部分の中で、工事の変更概要の中のこの一式という表示の仕方、これは少しちょっとわかりづらいといいますか、もう少し細かに出していただいたほうが、審議する側にとっても少し必要なのではないかなと思いますので、その辺のところをお聞きできればと思います。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

まず最初に、今回変更の中身として、議員さんおっしゃいますように、木質化を行っていくという部分が一番ウエートの多くを占めてございます。こちらについては、内装に関しましては、腰高部分の木質化を内装で一周り横にしていくと、外装に関しては出入り口部分、約200平米ほどを予定させていただいておりますけれども、木質化を外壁の部分でも用いて、木質という部分で、建物自体が鉄骨であったり、コンクリートがむき出しであったり等の建物でございますので、もうちょっとぬくもりを出していこうと、嵐山町自体がやはり緑という部分をうたっているところでございますので、木という部分を利用させていただいて、温かみを出していこうということの目的で、変更として入れさせていただいております。

そして、大変申しわけございません。変更後の図面が大変見づらいというご指摘をいただきました。大変申しわけなかったのですけれども、今回印刷機で印刷をさせて

いただいた部分もございまして、当然赤色がついている部分は、コピー機でとっているわけで、比較的コピー機の部分は見やすいかなと思います。今後もうちょっと見やすいように図面等も考慮させていただければというふうに考えます。大変申しわけございませんでした。

それと、一式表示で、内容がよくわからないよということかと思えます。こちらに関しては、当初の議案の表現と合わささせていただいて、出させていただいたものでございまして、こちらら変更後にはわかりやすい数値ですとか、面積等を入れたものに今後は変えさせていただこうかというふうに思います。

それと、木質化の部分で、後ほど図面等というお話でございました。本日ちょっと図面のほうが間に合いませんので、大変申しわけないのですけれども、後ほどその木質化をどんな形ですのかという部分を、図面として用意をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第3番、大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） ちょっと基本的なことを3つほどお尋ねします。

この施設の管理運営はどこがされるのか、それから観光案内はどの部署でされるのか、それから稼働はいつからされるのか、その3点をお聞きしたいと思います。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、1点目の管理運営という内容でよろしかったかなと思います。こちらについては、建物自体町のほうで設置をさせていただきます。今1階に入る部分は従前からお話をさせていただきましたけれども、観光協会のほうに入らせていただいているというふうなことで考えているところでございまして、その部分については協議を進めさせていただいているところでございます。

それと、ちょっと申しわけないのですけれども、2点目が申しわけないのです。最初に3点目のお話をさせていただきますけれども、稼働に関しては、建物自体が今回変更で3月30日に終了という予定をさせていただいておりますけれども、その後、所定の手続を踏んだ後に、稼働をさせていただくという予定でございまして、ちょっと今現在日程等については、詳細は未定でございまして、以上でございます。

すみません、2点目について、もしおわかりでしたらお願いいたします。

○佐久間孝光議長 大野議員、よろしく申し上げます、2点目だけ。

○3番（大野敏行議員） 2点目は、この観光案内をどこの部署がされるのかということでございます。先ほどの答弁を聞いていますと、どうも観光協会とはまだ話が煮詰まっていないような答弁でしたので、どんなふうになっていらっしゃるのか、これをお尋ねしたいと思います。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 大変失礼をいたしました。2点目の観光案内の2階の総合観光案内という観点でよろしいかと思うのですけれども、こちらについては、9月議会後の観光協会さんの理事会のときに若干お話をさせていただきましたけれども、1階には事務スペースができたり、2階には総合観光案内ができるというお話をさせていただいております。この総合観光案内に関しても、実際にはその後、観光協会さんでどうにかやっていただけないかというふうなお話をさせていただく予定でございます。その辺も含めて、1階、2階の部分も含めまして、この後の協議という予定でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第3番、大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） その観光案内も含めて、やはり早急にどこがやるのかということをはっきりと決めていかないと、建物はできたけれども、話し合いで全然話がつかずに、誰がここで観光案内をするのかというような話になってきて、誰も受けないよというような話になってしまうと、つくった意味がなくなってしまうので、そのところはしっかりと早い段階のうちからやっていただければなというふうに思います。

当然その管理運営するのは、建物は町が建てるということですが、管理運営するところが鍵を保管するのでしょうかから、終電が終わった後、朝一番電車のところまでは、トイレ以外のところは閉めたりもするのでしょうかから、しっかりとそういったところも計画していかなければいけないのではないかなというふうに思います。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃいますように、この管理運営部分については、9月の議会後の理事会でお話をさせていただいた以降、ちょっと足踏み状態が続いておりまして、大変申しわけない部分もあったわけでございますけれども、早急にこれは協議のほうを調べて、完成後にはスムーズに運営がされるように、今後努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 監視カメラは台数聞きましたので、放送設備は、これどういう必要性から、これ設置するようになったのですか。テレビの共聴工事、これはどういう工事で、一式というのはどういう、1、2階あるから2台入れるということなのでしょう。台数とこの共聴の意味をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、(3)で、解体工事が今回入ってきたわけですが、今回の変更工事でどうして旧ホームを解体するのかが、この出てきた理由がわからないのです。今回の変更工事で解体工事をしなければならないという理由をちょっと伺いたいと思います。

それから、工事の期間が15日延長されて、3月30日までだということで、3月30日に終わって、これで、私検査のことを細かに質問していますけれども、きちんとした検査ができるのかということをお聞きたいです。これ何時に終わるかわからないわけですが、その日の。そんな、ちょこっと見て検査を終わらせるようなことではまずいわけで、これを認めろといったって、これは認められるはずがないと思うのです。少なくとも検査はどのくらい必要なか、通常。ちょっとこれ技監が一番ふさわしいか、伺いたいと思うのです。この程度の建物だったら、どのくらいきちんと見るのに必要な期間をまず伺っておきたいと思います。

それから、2階の相談室を手前に持ってきたと、これは防犯上の理由だというふうに説明があったのですが、防犯上というのはどういう、防犯上奥だとまずいのか、今後の設計、いろいろなものにもかかってきた場合に、知っておきたいと思うのです、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうから何点かお答えをさせていただきます。

まず、放送設備の関係でございます。こちらについては今回新規で変更として入れさせていただいております。こちらについては、1階の部分に放送機器を置きまして、1階及び2階にスピーカーを置いてという内容になります。こちらの設備をつける理由ですけれども、理由については、やはり1階と2階で観光客さん等がそれぞれ分散されるという理由もございまして、その場で連絡、周知がとれるという状況をつくりたい。それと、当初から2階部分に関しましては、非常時に電車を利用される方等を考慮して、電車が止まったとき等にフロア部分を使っていただくという予定を立てていただいております。非常時等を考慮してこの設備をつけさせていただくということでございます。

それと、テレビの共聴設備でございますけれども、こちらは当初からテレビについては設置しない予定でございました。今回2階の部分、そして1階の部分に事前に共聴ができるコンセントをつけておくということでございます。コンセントといいますか、テレビの電波がとれるコンセントをそれぞれ2階と1階の部分において、テレビの共聴とありますけれども、受信ができるチューナーを置いて、そのコンセントから使えるようにしたいということでございます。ですので、設備としては1台でございまして、それぞれ1、2階の階でそれを利用できるような設備を整えたいという内容になっております。

それと、解体工事の関係でございます。解体工事に関しましては、今回旧ホームの解体工事を解体工事費のほうに追加をさせていただいております。これに関しては、当初の設計の中では、コンクリートの擁壁工事として見ていた部分に、その解体部分が含まれておりまして、今回変更によりまして、このコンクリート擁壁工事が東武鉄道の協議によってなくなりました。擁壁工事自体がなくなった関係で、一緒に含まれておりました解体の部分分離いたしまして、この解体工事費のほうに組み込ませていただいたという内容でございます。擁壁工事に関しては、今回の変更でカットをさせていただいております。したがって、なくなってしまうものですから、この解体の部分に旧ホーム部分の解体処理を入れかえをさせていただいております。という内容になります。

そして、技監のほうにというお話でしたけれども、若干私のほうからこの検査の関係について、最初に自分のほうからお答えさせていただきますけれども、今回議員さんご指摘ですとか、ご心配があらうかと思っております。この建築工事に関しては、物すご

い工種の中に、それぞれいろいろな分野の工事が含まれますので、最後に工事の完了検査で一遍に見るということを極力少なくするために、今回中間検査を入れさせていただき予定でございます。当初は基礎部分、それと鉄骨部分の見えなくなる部分が終わった後に、直後に中間検査として今回予定をさせていただいております。

そして、2階の間取りを修正するのに当たって、防犯上というお話をさせていただきましたけれども、当初の計画で、こちらの就労等の相談室を一番奥に独立して予定をさせていただいております。こちらの相談を受ける側が女性の場合もありますし、男性になる場合もあろうかと思えます。そういった部分で一番奥でというのは、防犯上やはり好ましくないのではないかという判断のもとに、手前側の総合観光案内所と隣接する場所に移動をさせていただいております。そういった意味から、今回人の集まる場所を1カ所に、なるべく近い位置にしていこうというふうなことで、変更をさせていただきましてでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 岡本技監。

○岡本史靖技監 検査の関係についてお答えをさせていただきます。

先ほど課長が言ったとおり、中間検査を今回入れるということで、中間検査を複数回やることによって、最後の完成検査については多分1日で終わると思います。

そのほかに補足なのですけれども、各工種ごとに段階確認というのを職員のほうが行っておりまして、それによって、見えなくなる部分につきましても確認をさせていただいているということでもあります。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 放送設備の必要性というのがいまわからないです。電車が止まったときに、これ東武もスピーカーで流します。あの音が入ってこないならまだわかりますけれども、プラットホームのあの距離で入ってこないというのは、ちょっと考えにくいと思うのです。この必要性というのがその理由であれば、本当にこれ必要なのかという疑問を持たざるを得ないのです。これなくてもいいのではないですか、これは。ちょっと伺いたいと思うのです。

テレビの関係は、コンセントの設置の工事だと、テレビは買わないということなのですか、テレビも1台は買う、工事もするけれども1台はテレビを買うということな

のですか、ちょっとそこを確認です。

それから、解体工事なのですけれども、この工事は、前の工事はそれをやめるということなのでこの工事があるということなのですか。それだと、この書き方というのはちょっとまずいですよね。これ新たな工事を、私も前回くいを何本打つのかということで、ホームの解体工事というのはちょっと関心持っていたのです。ですからあるのはもちろん知っていますし。これだと、新たな工事をを行うということになってしまいます。そうではないと、工事の解体はしないということで今説明があったのですけれども、そういう理解でよろしいわけなのですか。

それから、工事の変更で、中間検査をするからいいということで今あったわけなのですけれども、それでも1日は必要だということですが、今の技監の説明ですと。これ3月30日で、これ曜日を見ますと金曜日なのです、3月31日が土曜日と。土曜日の場合によると、これ検査をするということになります。そこまで見てのことなわけなのですか。どうなのですか、それは。1日必要だと言っているのです、これは専門家が中間検査をやっても。これ土曜日にやるのですよという、そういう理解でよろしいわけなのですか、ちょっと伺いたいと思います。

防犯上については、女性が相談員だったら、一番奥では危ないというのは、これ女性の意見を聞いて手前にしたということでもいいのか、ちょっと伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、放送設備の関係でございますけれども、こちらに関しては、先ほどもご説明させていただきましたけれども、非常時の対応のため、そして常時観光客さん等の要望に対応するために使用を予定をさせていただいております。ぜひともご理解をいただければということでございます。

それと、テレビの共聴設備の関係でございますけれども、設備に関してはコンセントの設置のほかにチューナー等の設置、それと当然アンテナ等も必要になってくるわけでございますけれども、そういった一式をそろえてコンセントに常時使えるような形にしたいということございまして、今回それにあわせてテレビに関しても備品のほうで考慮をさせていただいているところでございます。

それと、解体工事の関係でございますけれども、先ほども説明させていただきましたけれども、コンクリートの擁壁工事が今回なくなるわけございまして、その中に

含まれておりました旧ホームの解体工事を分割をする形というのですか、工種を異動する形で、解体工事の中に新たに含めさせていただくという内容でございます。

そして、検査のほうの関係でございますけれども、検査に関しては、最終日に完了検査という形になるわけでございますけれども、その完了検査のときに、なるべく見ていただく部分を少なくしていこうという部分もございまして、中間検査を導入することによって、その中間検査で既に見ていただいた部分以外のものを完了検査で見ていただく、そしてこの完了検査で全てをまた見ていただくという内容になってくるかと思えます。

この中間検査に関しては、先ほど説明させていただきましたように、基礎、それと鉄骨部分が終わって、中間検査を一回入れるという予定でございますけれども、その後にはさらに内部で見えなくなってしまうもの、例えば配管ですとか配線関係が終わった後で、もう一度さらに中間の検査を入れる予定でございますので、さらに最終的な完了検査では、見ていただく項目としてはかなり少なくなっていくのかというふうな捉え方をしております。1日で全て見ていただくようになるわけでございますけれども、全体の仕上がりぐあいから全てを見ていただくわけでございますので、1日はやはり必要かなというふうに思われます。

それと、2階の防犯上の関係でございますけれども、こちらに関してはそれぞれ女性からも意見を伺ったり、逆に男性のほうからも、一番奥に独立してあるのは、何かあったときに聞こえないよねというふうな意見もいただきまして、今回手前のほうに寄せさせていただくという処理をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 放送設備について、この説明ではわかりません、この放送設備が必要だという理由が。非常時に対応する、観光客への対応のためだと。観光客にどういうふうに対応するのかわかりません、これ。無駄な支出をしてしまう可能性があります、これだと。

テレビだって、パソコン入れるのでしょうか、ネットにつなげるのでしょうか、なぜテレビをわざわざ入れる必要があるのかという疑問は、これは私だけではなくて一般町民だって思います。この工事がどうして必要なのかという理由がないです、今の説明だと。

さらにわからないのは、この解体工事なのです。これ旧ホームを分割して今度やるのだと、なぜ旧ホームを分割に、これで読めるのですか、旧ホーム解体工事一式なんていうことで。大体どういう工事の発注をしたのかが我々はわからないのです、一式なんて言われたって。ちょっとこれでは、議長、審議できません。もう少し詳しい資料を出してもらおうように、議長から指示していただけないでしょうか。

工期でも、工事で見えなくなる部分を、これは前からやっているでしょう、見えなくなる部分の検査というのは、今回初めてやるわけではないでしょう。問題はその1日が土曜日で、そういうことも頭に入れて、これはやっているのかどうかということをやっと伺いたいのです。

もう少し詳しい資料の提出を、ちょっと議長のほうから指示していただけないでしょうか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 資料の関係は、提出のほうはすぐ出せると思いますけれども、基本的なこととして、この施設は、施設の名称が物語っていますけれども、地域活力創出拠点というのです。小さいけれども、嵐山町の身の丈ではこの大きさだけでも、嵐山町の活力の源になる。それから、今閑散としている駅前のにぎわいづくりにも貢献をする。そして、稼ぐ力で考えております企業の誘致、あるいは観光客の誘致、その大きな役割も担っている、いろいろな期待を込めた施設なのです。

したがって、ここには出ていないような、例えばワイファイをつなぐ、導入ですとか、さまざまなことを、ここには便利な利便性の高い、そして機能的な、しかも小さいけれどもなかなかいい施設だなど、そういうことを皆さん町民の方にも感じていただけるような、そういう施設を狙っているわけなのです。

議員さんご心配をいただいているようなことについては、内部でしっかり議論をして対応しているわけでございまして、ぜひテレビのアンテナのことですとか、さまざまなことをおっしゃいましたけれども、必要最小限の設備を我々はここにお願ひしているわけでございまして、決してぜいたくな、不必要なものはお願ひしていないつもりでございます。ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、この施設は、先ほど大野議員さんからご懸念をいただきましたけれども、町の公共施設なのです。公共施設を条例をもって管理をしていくと、そして4月早々には準備を整えて、稼働とおっしゃっていましたが、条例上は供用開始の手続

に入っているというふうなことでございまして、万遺漏のないように準備をして進めていきたいというふうに考えております。

そういったことでございますので、ぜひご理解を賜って、この施設を年度末までに完成ができますように、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 審議の途中ですが、暫時休憩いたしたいと思います。

休 憩 午後 零時 01分

再 開 午後 1時 27分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後の議事に入る前に、町長から追加資料の提出がございましたので、報告いたします。

議案第56号 工事請負契約の変更について（地域活力創出拠点施設整備工事）の追加資料についてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、藤永まちづくり整備課長は、都合により午後は欠席となりますので、ご了承ください。

それでは、初めに、資料の説明を山下企業支援課長、お願いします。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光議長 はい。

○10番（清水正之議員） 追加資料が出て、これから審議が始まると思うのですが、今までもう既に質疑をした議員もいるかと思うのですが、追加資料に対して、改めて午前中で審議があった人に対しても質疑をさせるということ認めてもらわないと、不公平になるかなという気がします。

○佐久間孝光議長 それは認めたいと思います。

それでは、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうから午前中のご質問等に関しまして、追加資料のほうを用意をさせていただいておりますので、ご説明のほうをさせていただきます。

まず、お手元の資料、1番の表紙でございます。変更前とございますけれども、こちらにつきましては、旧ホームの解体工事、今回追加をさせていただいておりますけれども、こちらの概要がわかるもの、図面を用意させていただいております。最初に

一番右側、色のついていない部分がございますけれども、線路との境目に擁壁が立っておりまして、こちらを先ほどのお話の中で、当初擁壁のほうをやる予定でしたけれども、東武鉄道さんとの協議によりましてなくなりましたというものでございます。そして、追加をさせていただく色のついている部分が、旧ホームの舗装、そして基礎部分として土中に埋まっていたもの、こういったものを今回解体工事として追加をさせていただきますものでございます。

1枚めくっていただきますと、変更後として、現在施工中のものが建ち上がりますと、こういう形に改めて基礎ぐい、基礎をやり直した上で建物が建ち上がるというものを断面図により表現をさせていただくものでございます。

続きまして、もう一枚めくっていただきますと、今回変更の中で内装及び外装の木質化という部分が出てまいります。この部分で上の黄色い部分、黄色く色つけがしてある部分が、2階の連絡通路から、今回施工する内部をイメージしたものでございます。設計の中では現在パイン材を出入り口に使用しまして、内部にヒノキ材の腰壁、腰までの高さの壁で木質化を図りたいという内容でございます。

そして、もう一枚めくっていただきますと、こちらが内部の部分でございます。1、2階共通しているというふうなことでご理解いただければと思います。下が1階の部分、上が2階の部分でございます。現状ではヒノキ材によりまして、腰壁の施工を行うという設計内容になっております。

なお、今回1回目の変更をさせていただいておりますけれども、内容等、今後また精査をしながら変更、さらに変更という部分が出てこようかと思っております。その場合には第2回の変更というふうな形でお願いをさせていただくものです。というふうなことでご理解をいただければと存じます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐久間孝光議長 質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 新しい資料が提出されました。この前の旧ホームの解体がどうして必要なのかというのが一番知りたい点なのです。この前の工事ではどういう点が不十分なために、今度の工事をするのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

それで、全体で3,000万円を超える金額の変更ですから、これは全ての工事を含め

て3,000万円だと、これは東武の本当に言いなりになってしまっている見積りの仕方だと、これは細かい見積りは担当課でも持っていないのでしょうか。東武がこういうふうに言ったから、ああ、そうですか、わかりましたということで、これだけのお金を払うようになるのでしょうか。本当に東武のやり方というのは、これでは評判を落とします、東武は、もしそんなのであれば。言うべきところは、きちんとこっちも言わないと、一つ一つの金額が幾らなのかということまで詰めたものを出してもらわないとということと言わないと、私はだめだと思います。その点もうちょっと伺いたいと思います、ないのでしょから。

それと、これ3月30日に工事が終わって、31日に検査をしましたというのが、これ通るのですか。これは補助金もらって、年度内に完成させなくてはだめです、検査を終えて。これ監査が入ったり、会計検査が入ったりして、31日にやりましたからいいということで、検査を通りましたからいいということで、これは通ることになるのですか、私はそこが一番疑問なのです。ちょっとその辺を伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

今回の解体工事等の追加でございますけれども、こちらにつきましては、旧ホームの舗装は現状で見えていたわけでございますけれども、コンクリート基礎の部分が実際には掘削をしないと、どこまでの深さで、どのぐらいの大きさと入っているかという部分が、当初から見えていなかった部分でございます。今回変更でその大きさ等が判明いたしましたので、変更の中に含めさせていただいております。舗装のほうとコンクリート構造物の撤去、そして舗装下の碎石、こちらのほうを変更の中に入れていただいております。もともと東武鉄道の敷地だった関係上、本来事前に掘削等をしてやりたかったところなのですけれども、中に入って掘削もできないという状態でございます。工事が始まって、掘削を今回できるようになってからでないと、なかなか数量としてあわせないという部分がございましたので、その辺ご理解いただければと存じます。

そして、今回変更で3,000万円を超えるというふうな状況でございますけれども、この変更に当たりましては、町のほうから監督員を通じまして、今後変更をかけたい部分ということで申し出をしてございます。実際には現場のほう、監理業務のほうも委託しておりまして、その監理業務業者のほうと相談をした上で、町の意向を伝えて、

今回その変更として概算を出し、最終的に今回の1回目の変更を行っております。当然ほかにもやりたい部分がありましたけれども、予算をオーバーしてしまうという部分もございまして、実際には町のほうでそれはカットをしようと、差し控えさせていただいた部分でございます。

そして、検査の関係でございますけれども、午前中の答弁では、中間検査を入れて、なるべく細かく見て、最終的な検査については数量を少なくするというお話を申し上げました。今回の工事につきましては、3月30日という工期設定をさせていただいておりますけれども、実際のこれ打ち合わせでは、30日前に完了を目指していただくという打ち合わせをさせていただいております。30日前に完了検査が受けられるようにというお話をあわせてさせていただいております。したがって、30日に工事が終わって、31日に検査を行うという認識は、私どももちょっと持っておりませんで、30日の中で検査まで終わりにしようという予定で、打ち合わせはさせていただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 工期の問題ですけれども、そうすると、これ「工期」とあるわけですが。工期というのは、検査まで入れたのを工期というのですか。そうなのですよということであれば、私はいいですけれども、工事を行う期間を指しているのであれば、これはちょっと日にちの間違いだということになります。これは訂正しなければいけないです、これ。いかがなのですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 工期につきましては、基本原則、私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

工期につきましては、工事の開始から完了の日まで、これが原則ですけれども、予算については、予算単年度執行の原則というのがございます。したがって、3月末までに予算を執行しなければならない。そうすると、この工事に当たっては3月31日までに工事の検査まで終了させる。ここで全て単年度執行の原則がクリアできると、こういうことございまして、例えば1月末が工期であるというふうな場合は、工期を超えた後に2週間、工事後2週間ですから、完了の報告を業者からいただいてから2週間以内に工事の検査をするというのが原則でございますので、ケース・バイ・ケー

スによって変わってまいりますけれども、この案件については、3月31日までに全て終わりにすると、こういうことでございます。

○9番（川口浩史議員） ちょっと私の質問内容と……いいですか。

○佐久間孝光議長 はい。ちょっともう一度確認してください。

○9番（川口浩史議員） 3月30日に工事を全て完了して、今の答弁ですと。4月の14日だか、2週間とおっしゃいましたね。10日ぐらいまでの間に検査が完了すれば、年度内完成というふうに、そうではないかい……

〔「そういうふうに言ってない」と言う人あり〕

○9番（川口浩史議員） そういうふうに捉えてしまったのですけれども。それで、31日が土曜日なのです。土曜日を入れることができるのですか、今回の場合。ちょっとその辺もお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 予算の年度内執行の原則は、4月1日に始まり、3月31日に年度を終わると、こういうことになっておりまして、現実的には、土日、祝日であった場合には、そこのところは除くというのが現実的ですが、その年度内ということになれば31日まで入ると。だから今回については3月30日が工期ですから、現実的には3月30日までに完了し、検査まで終了すると、こういうことになると思います。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ちょっとこれ、見ていてすごくおかしな議案だなというふうに思いましたので、調べてみたのですが、まず3,000万円の差金があるのです。2,900万円の入札差金があります。入札差金があって、その中でいろいろなことをやっていたら、東武の東日本総合計画関東支店というのが、情報発信拠点施設整備事業の測量設計委託を受けて、そしてそれが全て平成29年の、今年の3月30日で終わっているから、その時点で契約は終わったということです。そして、その後工事が始まって、それが東武谷内田に一応入札が決まったわけなのですが、東武谷内田との入札というのは、予定価格の99.5%ぐらいだったのです。私もこれはすごいことだと思っていて、だから東日本総合計画株式会社というのは、前は東武だったけれども、今は離れて別会社ですというふうな形になっていたけれども、ほとんど、一応

見ていたら予算が多分、予定価格が知らされているのだなというふうに感じました。そういうふうな形でやっているのですけれども、今度、変更前のお話なのですけれども、一応東武東日本総合計画というのは、ここに何があってどういうふうな形でええと設計をつくるわけです。設計するときにこれを考えていないということは普通考えられなくて、そしてそのときに、この今の設計というのは町がやったのですか、町にそれだけのことができるのだったら、こんな変なラフみたいな側面図というか、立面図出さないです、ちゃんとした、これラフスケッチです。

ラフスケッチで、これ何ですか、これ。私見てびっくりしてしまったのですけれども、旧ホーム解体工事一式、サイン工事一式、電気設備工事一式、建築工事一式で3,000万円でしょう。では、この電気工事、解体工事一式はどれだけの金額がかかるのですか。それぞれ東武谷内田はほかの下請に出します。その下請に出す金額が書いていないし、大体1階、2階の間取り変更なのですけれども、1階、2階間取り変更の中で、私はテーブルの位置や何かというのは、そんなに金額的には設計額として変わらないと思うのです。建設していくときに、もともとあれですし、間仕切りはどのこうのというのも金額として変わっていかない。だから変わっていったところというのは木質工事です。

木質工事というのは、一体どのぐらいかかって、予算額があったとしてこういうふうになっているのか。工事の変更計画をする以上は、その見積もりの概算は出ているでしょう。その見積もりの概算というのを、例えば建築工事で1階、2階間取り変更で、木質化するのだったら、木質化に幾ら、電気工事の施設で監視カメラ整備工事一式で幾ら、放送設備工事一式で幾ら、テレビ共聴工事で幾らというのは大体出てきます。解体工事は幾らなのですか、そういうふうなものを全て。それでサイン工事です。そのサイン工事に関しても、全て金額が出てきて初めて変更計画ができてくるわけです。

だけれどもこれが一切ないのです。これはどういうことなのか、これが幾らになっているのかわかってこなければ、この変更契約額約2,900万円です、変更増額部分というのは、消費税抜いたら。どのくらいになっているのか、伺いたいと思います。

そして、入札差金の中でやるというふうな感覚が基本的にあるのです。この入札あれですけれども、私もこれどういうふうな、平成28年度の繰り越し事業だからどうなっているのかなというので見たら、国庫補助金が1億2,000万円で、そして起債が1

億2,000万円で、約2億4,000万円です。一般財源が310万円ぐらいでした。そうするとこのところで補助金でやっていく、それから債務でやっていくから、3,000万円はどういうふうな形でやっても入札差金の中でやっていけばいいだろうという感覚が、私はいいものをつくるからいいのではないかというふうな感覚もあると思うのですけれども、これはちょっとまずいのではないかなと思うのですが。

とにかく設計はどこでやったのですか、町がやったのですか、それともあれですか、東日本株式会社がやったのか、それとも東武谷内田がやったのか、そうでなかったらこんな変な出し方してないのですけれども、これはどうなっているのか、伺います。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

設計に関しましては、これは町のほうで積算をしてやってございます。ただ、単価に関しましては、見積もり等をとって単価に組み込みという作業をあわせてやっております。

変更の内容、概要といえますか、主なものでございます。建築工事費がまず1,707万2,960円の増になっております。これにつきましては、先ほど資料を出させていただきました外壁工事の木質化の部分で、従来の材質から木質に変更する部分、増減、それぞれ出ておまして、最終的に7万8,100円の減になっております、外壁の部分です。そして石・タイル等の工事につきましては、30万3,000円ほどの増になっております。それに伴います金属工事、左官工事があるわけでございますけれども、金属工事につきましては118万8,000円の増でございます。それと左官工事につきましては、2万8,800円の増という額でございます。そして、金属製の建具でございますけれども、こちらはシャッターのラッピングを考えておまして、当初3面だったものを1面に変更してございます。これによりまして33万8,000円の減という金額になっております。そして、木製建具の関係につきましては、変更はございません。やはり一番大きいのは内外装の工事としまして、金額にして1,597万9,260円という額が増額でございます。

建築工事の最後に雑工事として予定しているものがございまして、これは変更に伴いまして、不燃シートを一部カットしてございます。この不燃なシートのカット分で25万円の減という数字でございます。

その他もろもろあるわけでございますけれども、最終的に増減合わせまして1,700万

円強の増額という額になってございます。そのほか電気設備工事、排水衛生設備工事に関しましても増の部分がございます、電気設備に関しましては479万6,830円という額が増額になっております。給排水の衛生設備のウォシュレットの部分で1台変更させていただいております、増額で16万1,900円ほどの増という金額になってございます。そして、今回サイン工事ということで追加変更させていただいておりますけれども、こちらに関しましては、1、2階の出入り口に表示をするサイン、それと窓口とトイレに案内をするサイン、そして総合案内の1階、2階とも点字つきの案内図をつける予定でございます、これが各1、2階1カ所ずつでございます。外壁、そしてシャッターのラッピング等もこのサイン工事に含めさせていただいて、総額で509万6,400円という額が増額というふうになってございます。

ということで、設計につきましては、うちのほうでやらせていただいておりますけれども、単価については、それぞれ見積もりをいただいて組み上げていったものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） もとの設計があったからということなのかもしれませんが、今いただいたのは、これラフスケッチですよ、側面図を出してくださいと言って、そしてそれだけの金額が出てくるのに、何でこういうラフスケッチが出てくるのですか。きっちりした側面図のスケッチを出してくださいと言っているのに、これラフ以外の何物でもないです。きっちりした側面図が出てくるのが、こういうもの場合当たり前です。今までこんなラフスケッチが出てくるということはなかったです。きっちりした側面図を出してください。そして、そこでどのくらいの金額が出てくるか。大体出てきます、これだってそうですし。特に私びっくりしたのは、ヒノキとなっていて、ここの一番最後のところなんです。これではない資料のほうの最後のページです、一番最後のページ。赤ペンで出ていて、Hが60、普通だったら、ミリだったら600ミリになってきますか、600ミリと入っているのに、60でセンチです。こういうことはあり得ないなと思って見えています。

本当に嵐山町でこういうことができるのだったら、初めから嵐山町でやって、この1,735万円という平成28年度の契約、これは必要なかったです、そうではないですか。そして、何でこういうふうなことができるのですか、私もう、お金を払って契約

が終わっているからでしょうけれども、ここの解体ホームの工事のお金というのが、なぜ今ごろになって出てこなくてはいけないのか、こんな1,735万円です。1,735万円を東日本総合計画関東支店に支出しておいて、支払っておいて、新たにこういうふうな形で出てきて、何のためにこの計画変更をしなくてはいけなかったのか、この平成28年度的设计でそのままやっていたらよかったのに、なぜこういう形になっていったのか、ここの過程を伺います。

どうしてこういうふうになっていった、そして木質化ということをどこが考えたのか、どなたが考えて、この一般質問の中でも木質化という話は出てきていませんでした。9月でしたか、これの議案の質疑のときにも。これが急に出てきたのはなぜなのか、それで設計変更しなくてはいけないような理由というのがどこにあったのか、確かに使いやすくなっているのかもしれないのだけれども、なっているか、なっていないという人もいますけれども、私はわからないのですけれども。

それで、なぜテレビをつけなくてはいけないか、ワイファイはつけるかもしれないと、ワイファイは必要でしょう、今どこだって。だけれども、テレビは本当にワイファイがあったら必要ないわけだから、特に若い人の場合、若い人が集まるために地域の活動拠点をつくる場合は、テレビは別に必要ないことなのです。若い人はほとんどテレビ見ませんから、ですよ。なので、これどういうことなのかなというのがよくわからなくて、それで木質化は若い人が望んだというふうな話を、意見を聞いたという話もないし、伺いたいと思います。

これおかしいです、何かすごく変な変更設計です。それをおかしいと思わないこと自体がおかしくて、入札差金があって、しかも国の補助金がある。それから、債務でほとんど済ませるからこんな形になっていくのだろうと思うのです。それで、これは602万円ですか、備品購入費は602万円です。多分それが一般財源になってくるのだろうなと思っているのですけれども、ここのところはすごくおかしな予算の使い方だと思うので、その点伺います。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、お話にございました木質化の関係でございますけれども、こちらにつきましては、今回変更に当たりまして、庁舎内部の協議をさせていただいております。その中で今回の変更に当たって、どういった部分を主に変更で行っていくという協議もさ

せていただいております、その中での案として、木質化によって、前にもお話しさせていただいたのですけれども、緑、清流の部分で、特に緑の部分とあわせて、木質化によって、駅の顔となる部分でございまして、温かみを腰壁の部分で表現ができたというふうな意見が出てまいりまして、変更をかける案として協議をさせていただいております。協議に関しては、管理業務を行っております、当然内装ですとか間取りも含めて建築確認の変更等に絡みます関係上、管理業者との相談を経て、今回決定をさせていただいております。

そのほか、ちょっと話の中にも出てまいりましたけれども、仕上げ表の部分で、単位が若干抜けている部分でございまして、大変申しわけなかったのですけれども、こちらについてはH100ですとか、H60とかある部分に関しましては、ミリ単位での数値でございまして。

それと、備品のほうの関係でございまして、備品のほうも今回施設の建設費と同時に国のほうに申請をさせていただいております、備品関係につきましても、今回国のほうの補助の対象となるものでございます。そして、設計の関係でございまして、設計に関しましては、昨年度設計を行っているわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、設計段階で、本来でしたら中に入って試掘等をして数量をあらわした上で、当初設計に盛り込みたい部分があったわけでございますけれども、実際に現地に入れないということがございまして、今回工事開始後に、基礎をやる前に現地のほうを機械を入れまして掘削を行って、基礎の状況等をあらわすというふうなことを最初にやらせていただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません、これ何度も言うのですけれども、東日本総合計画株式会社とその設計に関して取りまとめています。そして、そういうふうな設計があって、こういうふうな変更があった場合はどうするのかということが、その契約の中でなかったのですか。仕様書でそういうふうな形があって、そしてもう既にお金を支払っています。その支払っている部分の中で、今度は嵐山町がそれをやるのかということです。本来ならば、これは試掘ができなかったのであるならば、そうしたら、これはこれのやり方があるはずで、こんなおかしいことはないです。その点どういうふうな仕様書になっていたのか、伺います。

それと、先ほども言っていますけれども、この図面はラフスケッチです。側面図とか立面図というものではないです。立面図がなければ予算は組み立てられない、そうですよね。本当に嵐山町の職員が、どなたがどのような形でこれに対して責任を持って、この金額を出していただいて、そしてこの一式で全部で2,900万円でしたか、消費税を抜くと2,900万円ぐらいになっていて、そして国にこの補助金をまた新たに申請するのです。この申請の中にはどうやら、私は備品購入はないと思っていたのですが、備品購入もあって、そして備品購入も含めてやって、では一般財源はどのくらい実際にこの工事にお金を使って、全部地方債と国庫支出金です。こんな珍しいです。

だから、入札差金があったら入札差金の部分だけ、こうやって新たなものをつくっていくというふうな形でやっているのかなと思うのですけれども、とにかくびっくりしました。この図面です。この図面、普通こんなの出してきません、町の中で。それも最初に議案で出していなくて、そして出してくださいと言ってやっと出てきた。こんな話はないです。なぜこういうふうなことになったのか、伺います。

普通だったらこの議案と一緒についてきます。これは本当に審議できないと思います、私も。今そばで言っていますけれども、何と言ったらいいいのか、町がこれで幾らかかるといことが出でてなくて、そしてこのくらいでというふうな感じで言っていますけれども、何でテレビが必要なのですかというふうなこととか、WiFiをつけるのだったらWiFiがどのくらいというのが、通信費としてどのくらい出てくるというのが。当然WiFiつけます、この就業相談だから。当たり前のことです。そして、今観光施設としてやるのだったら、観光案内するために、WiFiがないところで観光業務なんかできないです。そんなことも入っていないくて、こういうふうな形が出てくるなんて、私にはちょっと、これ審議する以前の問題だと思っております。

今言ったことについて、とにかく東武谷内田と東日本総合計画設計所は、これをつくったわけです。それだけでも、その中に東武の中に入っていられなかったから、こういうふうなものがあったということで変更計画をしたと、でも変更計画の旧解体工事については、全くプラス・マイナスのゼロがないです。プラス・マイナスの差金とかでもなくやっていて、そのほかの部分で、変更計画のときに一緒にやってしまったということです。それが庁内会議であったということです、今話をずっと並べて

いくと。

これはどういうことなのか、納得がいかないです。この何しろ議案に納得がいかないです。そして、この東日本総合計画株式会社との関係もわかりませんし、東武谷内田はこの間99.5%か、ちょっと今ざっと計算したのが覚えていないのですけれども、ほとんど100%に近い形で、嵐山町の予定価格に近い金額で落としています。それにさらに入札差金があるので、それにプラスアルファをしているというふうな形でしか、私はこれは見てとれないのです。どんなにいいものになるのかどうかわかりませんしということがもう一点。

それと、実際にここに入って、東武谷内田に入ってきている下請業者は嵐山町でわかっているのですか。わかっていますよね、そうでないと、こんな木質工事なんてできないですものね。どういうふうになっているか、伺います。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、設計のほうの内容でございますけれども、昨年度実施をしていただいております。当時、先ほどもお話し申し上げましたように、東武さんの敷地内に立ち入って調査ができれば、数量として今回変更が上がってくるという部分はなかったかと思っておりますけれども、中に入れないという事情がございまして、当時の設計の打ち合わせとしては、現状ではかされる範囲、見える範囲内で設計を進めてほしいという打ち合わせをさせていただいております。その結果、でき上がったのが当初の設計という内容でございます、設計図でございます。

そして、図面の関係でございますけれども、図面に関しまして、本来もうちょっと細かい詳細図的な絵が必要というふうなことかなと思っておりますけれども、今回はこの図面をもとに変更の金額を算定をさせていただいております。

そして、木質化等の施工を行う下請と申しますか、施工者の関係でございますけれども、こちらにつきましては、正規に現地に入る、現場に入る業者さんがある場合には、事前に所定の様式で届け出を出していただいております。こういう者が入りますというふうなことを明らかにした上で、今現在でも実施工をやっていただいております。

それとあわせて、週1回必ず現地で打ち合わせを、管理業務受託者のほうの立ち会いのもとに打ち合わせのほうも行ってございまして、その中でも伝達される部分がございますので、そういう場合には所定の様式で出させていただくという指示をござい

ます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、何点か質問させていただきますけれども、私は工事の変更ということでちょっと質問させていただきたかったですけれども、渋谷議員さんのほうでほとんどのところをしてあるようですけれども、何点かかぶるかもわかりませんが、質問させていただきます。

まず、建築工事の関係で、木質化ということで、入り口、あるいはイベントホールですか、そちらの1階、2階ということで、心豊かな、温まるような環境をとりたいというようなことで、これを利用するというのですから、利用する側につきましてはよかったかなと、温かみもありますからよかったかなというふうに思っています。その点、金額的なものがかかなり変わってくるのかなというふうに思うのですけれども、どのくらい変わってきているのか、どのくらいの平米数を張っていくのかということが、まず1点。

それから、先ほどサイン工事のほうで、トイレの関係でウォシュレットの1台の増で16万円ほどということで話があったかと思うのですけれども、そのほかのトイレにつきましてはどうなのでしょう。特に寒いこの冬につきましては温かいのがあったほうが、ウォシュレットのほうが、特に女性にはよろしいのかなというふうに考えております。その辺のところも再度、すみませんが、お尋ねさせていただきます。

それと、かなり3,200万円ぐらいの今回は変更の増額ですけれども、その中で約半分近く、1,500万円増が内外部の内装工事だということですが、内部がどのくらい、外部がどのくらいかということをお尋ねさせていただきます。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

まず最初に、木質化の関係でございますけれども、こちらにつきましては、建築工事費の中に内装工事費という部分がございます、その中に増額分として1,597万9,260円という額が増額になっております。この中に木質化が含まれるわけでございます。平米数の関係でございますけれども……

○佐久間孝光議長 では、暫時休憩します。

休 憩 午後 2時19分

再 開 午後 2時30分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 大変失礼をいたしました。引き続きお答えをさせていただきます。

木質化の関係でございますけれども、まず平米数でございます。木質化、内部、外部とございまして、内部のほうが198.7平米でございます。金額にすると約900万円でございます。外部、外壁のほうですけれども、木質化200平米の面積がございまして、こちら約700万円という額でございます。

そして、トイレの関係でございますけれども、ウォシュレットをふやさせていただきましたけれども、これはウォシュレットでないものを、今回ウォシュレットとして1階事務室部分を1カ所追加させていただきました。その関係で、今回の工事の中では全てウォシュレットという内容となっております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 非常にお金もかかるわけですねと思って答弁を伺いましたけれども、その反面、きれいなのができてくるのだろうというふうに思います。

それから、ちょっと入り口の関係で、やはり木質ですけれども、こちらの図面でいきますと、不燃の天然木ということですか、天然の。こちらにつきましては、はめ込み板というようなことですが、ちょっと私、これはパインというのですか、パイン一等材羽目板というのですか、狭いものを上からはめていって、もちろん不燃ですから、火災とかそういうものにも、ある面では強いという意味でとったのですけれども、その辺でちょっと答弁がいただければというふうに思っております。

それに、こちらの拠点は、非常時にも対応していくのだというようなお話もあったかなと思ひまして、今までちょっとこの関係が少しきょうは出てこなかったのですけれども、こちらもちろん考えていっているということでしょうか。それにトイレにつきましては、わかりましたから結構です。

では、2点だけすみませんです、お願いします。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

木質化の部分でパイン材という内容だったかと思います。こちらにつきましては、2階の出入り口部分に予定をさせていただいておりますけれども、パイン材に関しましては輸入材でございまして、若干単価的には安くなってくるというものでございます。ただし建築基準法上では耐火性能を有する必要がございまして、耐火処理をした材料を今回使用予定となっております。

それと、災害での利用というふうなことでございますけれども、こちらにつきましては、当初から2階部分の利用に関しましては、災害時の利用というふうなことで、通常は憩いの広場として使うという予定でございまして、いざというときには、災害時に皆さんが集まれる場所として利用していくという予定をさせていただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと非常時対応ということで、2階ということで、当初からいたしてあったということですが、こちらはそうしますと、ある程度の備品というようなものも、災害時につきましてストックしておくということも考えていくということでしょうか。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

災害時の備品関係でございまして、こちらのほうは所管課のほうと協議をして、一番奥の部屋に物置という形で物が保管できる場所がつかれますので、そちらに備えるという方法もあろうかと思っております。そういうことで、場所、それと備品関係、今後の協議とさせていただこうかと思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 設計が間違いだったのだという話です。課長が答弁の中で言ったのは、とりわけ解体の部分については、東武の敷地の中に入れないから、それはわからなかったのだという話だったわけです。そういう面では、この当初の設計とい

うのは設計変更を見込んだ設計だったのですか。この土地は借地で借りるということなのですか。今後もそういうことが起こるような、また設計変更するような話も一つ出たわけですけれども、一番最初の設計というのは、その設計変更を見込んだ設計だったのですか。あわせて、土地を今後借地で続けるのかどうかも含めて、ちょっとお聞きしたいというふうに思うのですが。

○佐久間孝光議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

当初の設計では、現地のほうが外観からわかる部分、そして過去の工事等の資料でわかる部分で、当初の設計を上げさせていただいております。当初の駅舎の部分の施工時期がかなり古い時代のものがございまして、その一番最初の部分で下に潜っている、要は駅舎の部分の下に埋め戻されている部分については、掘削をして明らかになってから計上をしていくという方針を当初立てさせていただいて、設計も終了してございます。当初の中身に関しましては、当時の資料、それと外見からわかる部分を総合して予定をして組み込んでいるという状況でございます。

今回上げさせていただいております内容に関しましては、見えない部分で基礎の部分の寸法等がはっきりわかりましたので、現地の寸法に合わせて数量を計上して、処分費も合わせて計上させていただいております。

土地に関しましては、東武鉄道さんの所有地でございますので、借地という形を今回とらせていただいております。

以上です。

○佐久間孝光議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 土地そのものは借地でいくのだということで、そういう面では、東武の中で古い人がいないから昔の話はわからないということなのですか。そういう面では工事がもう始まっているのか、そういう点では、あの土地の下にほかに何か工事をするのに支障があるというものは、これからも出てくる可能性もあるのですか。木質化が何かいきなり出てきたような話で、トイレの改修もそうですけれども、当初の設計そのものが、言葉は悪いですけれども、余りにもずさんだったのではないかなという感じを受けるのですけれども、だからこういう変更が出てくるのかなと。

変更契約というのは、副町長さん、どういう場合に変更契約がきくのですか。もし仮に東武の借地の下に何か埋まっているというのが事前にわかるのであれば、これ

は変更契約はきくのですか。それは最初のときに契約変更せざるを得ないというのが設計変更にきくのですか。これはちょっと設計のミスなのではないのかなというふうに思うのですけれども、設計変更というのはどういう場合に設計変更がきくのですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 今回の変更の議案ですけれども、課長から申しあげましたように、当初の設計では予測ができなかった。それが今回の基礎の解体工事に入ってきたと。それから、事業を進めていく上に当たって、先ほどこの自然豊かな嵐山町にふさわしい、ぬくもりのあるそういったものを、この町の組織の中でこういうふうにしたらどうだろうという、その内部木質化を図っていくと、そういうことも事業を進めていく中で当初反映できなかったけれども、長く町民に愛される施設として利用していくには、こちらのほうがいいだろうという選択もしています。当初発注のところに見込めなかったものを、今回この変更の中で、さらにいい施設をつくっていくという意味で盛り込ませていただいていると、こういうことでございます。

○佐久間孝光議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 何か違う力が働いているのではないかなという疑念があるのです。そういう面では東部の土地を借りるということで、東武との関係では協議を進めてきたのですよね。そのときにそういう話が出てこなかったのかなというのが一つの疑念です。もう一つは、いきなり木質化にするのであれば最初からすればいい、なぜこの時点で木質化をせざるを得ないのか。課長が言うには、これからもそういうせざるを得ないような状況があるかもしれないと、これからまた設計変更がかかるかもしれないということです。これどう考えても町主導で、町が持っている構想でつくるというのではないような気がしてならないのです。だからそういう面では、費用は木質化と、レイアウトも多少変えるということです。

では、なぜそういう段階で、そういう状況が起こってきたのに、一番最初の設計がある面、こういう言い方は悪いですがけれども、十分当初の設計に反映できなかったのかと、最初の設計がずさんだったということです。それで設計変更をかけていくのだとすれば、これは非常におかしな話です。まして入札は話があったように99%ぐらい、ほとんど100%に近い入札額、あとは設計変更で今回も3,000万円です。どう考えてもほかに力が働いている部分があるのかなという疑念があるのですけれども、そういう面では町が設計をしたのだということなのですから、そういう職員がいるのです

か。

一つの建物を町が設計したということは、建物があって、そこにどういう配置をして、どういうものをつける、そういう設計をするのだと思います。それこそ外壁は何を使う、そういう細かい設計を、設計士の資格を持っている人はいないのだと思いますけれども、だからさっき言ったように、どういう場合に設計変更が可能なのか、当初の設計をどう考えるのか、その辺ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 今回のこの設計変更で、大変大きな金額を変更増のお願いをさせていただいておりますけれども、改めて申し上げることもないのですけれども、国からの交付金の対象金額は約2億6,000万円、この中で事業実施をしていくわけですけれども、非常に交付金は2分の1、残りの一般財源、裏負担も地方債で発行し、後々交付税でいただける。大変有利な措置でこの事業が決まったわけでございます。変更、当初発注をしたときに、これは東武と協議をして、まずこの隣接工事なのか、受託工事なのかというのも、東武が直接受けて、東武が発注をするとか、町が東武と協議をしながら発注するのか、そういうふうなこともございました。

それから、これは一例ですけれども、くい打ちを行うわけですけれども、くい打ちを行うのに振動を与えるようなくい打ちは相ならぬと、大きなドリルでねじ込むようにしながら、そこにコンクリートを流し込んでいく、その工法にしてくださいと。さまざまな工事に当たっても、東武の決まりの中で担当課が進めてきておまして、しかも嵐山町でこの駅に附帯した工事をやるのは橋上駅舎、その前の東西連絡橋以来でございまして、十分な協議と、それと周到な準備と、こういったことが必要なわけですけれども、先ほど申し上げましたように、当初見込めなかった、当初の設計には見込むことができなかった、これについても今回変更させていただく。

それから、よりよい嵐山町のこの地域活力創出拠点ですから、さまざまな機能を持ち、期待をされる施設ですから、それにふさわしい施設をつくっていかねばならないということで、内部においても協議を進めたという課長から話がありましたけれども、そういったこともございました。

それから、我々ふなれたために、どうしても当初予測ができなかったようなことの中にはございました。特にサイン工事なんていうのは、利用する側からいろいろな角度で見たときに、ここにもこういうものが必要ですねと、そういったことが後からわ

かってきたものもございました。さまざまな理由から今回この変更増をさせていただいているわけでもございまして、今後はまたこういうことが出ないようにしていきますけれども、場合によってはというような課長からお話ございましたけれども、願うようなことも生じるかもしれません。

そういったことでもございまして、町の職員、技術的なことが十分に備わっていないところもございまして、その部分については外部に専門家に業務委託をして、町の能力をカバーさせていただいていると、こういうこともございまして。内容的にはそういうことでもございまして、ぜひご理解を賜って、この事業を一日も早く完成できるように我々努力したいと思っておりますので、ご指導のほどよろしく願いたします。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論、渋谷登美子議員、どうぞ。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 議案第56号に反対いたします。

これは平成28年度から始まって、28年度の設計を東日本株式会社に1,735万円ですか、委託しました。そして、その後東武谷内田と1億9,000万円、約2億4,000万円ですか、契約しました。この工事に関しましては、東武鉄道の資格を持っているところでなくてはいけないということで、3者が入札の対象になりました。そういうことがわかっているわけですから、東武とその設計段階で話し合っていくというふうな形、そしてどういうふうになっているか、敷地の中に立ち入らせてもらうという協議は、当然すべきであったわけなのです。それをしないで、東日本株式会社がその設計をしました。その設計は、その結果、旧ホームを解体するというふうなことになりました。ですけれども、今回の建設工事の変更契約の中では、旧ホーム解体工事については幾らかかるというのがなくて、この部分は多分変更金額がなかったのではないかなと思うのです。そうすると、この入札差金で木質化やサイン工事、それから電気設備工事というのをやっていったということになります。

このようなことというのは、通常あり得ないわけですし、私もいろいろな施設の建設のときの議案というのを見ているわけですが、このようなラフなスケッチが入って

きていて、そもそも出してくださいと言わないと、立面図が出てこないということは今までなかったです。なので、これは嵐山町が設計しているというふうなお話でしたけれども、嵐山町でこれを設計しているというふうには私は認められないです。建設工事に幾らというふうな形を出してきているというふうなお話がありましたが、そもそもきっちりしたある程度の立面図がないところで、建設費は概算が出てきません。それは基本的にこういった施設工事の事業に対しても、議案として携わっているものに関しては、そういった基本的な部分はわかります。それがないので、これ非常におかしな議案であるというふうに考えます。

最初から東武谷内田がやるということが、建設をするということがもう決まっているわけです、一応入札はしていますけれども。それでその中で東武との話し合いもできないで設計図ができてしまったということ自体の問題点を指摘して、この変更計画には賛成できません。

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第56号 工事請負契約の変更について（地域活力創出拠点施設整備工事）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時57分

再 開 午後 3時14分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、午前中の川口議員に対する答弁の中で、植木参事兼総務課長より追加の説明の申し出がありましたので、これを許可します。

植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 貴重な時間を賜りましてありがとうございます。午前中の川口議員のご質問で、特別職の給与の改定についての金額につきまして答弁を改めてさせていただきたいと存じます。

今回の給与改定によりまして、期末手当の年額でございますが、町長が差額 8 万 1,360円、副町長が 6 万 9,120円、教育長は 6 万 5,640円となります。副町長と教育長に差がありますのは、教育長が 4 月就任ということでございます。

もう一点、渋谷議員さんの質問の中で、予備費の執行額についてのお尋ねがございました。改めてお答えをさせていただきます。当初の予備費の予算額は 1,717 万 8,000 円でございます。その後、補正等をいただきまして、予算現額が今現在で 2,977 万 8,000 円となっております。執行済額につきましては、1,602 万 2,000 円でございます。12 月の第 4 回の定例会におきまして、補正でいただきました 543 万 1,000 円を加えまして、現在残高が 1,375 万 6,000 円となっております。この 1,375 万 6,000 円の中から今回の給与改定の 700 万円を仮に支出いたしますと、残りが 700 万円弱となってしまいます。緊急の事故、あるいは災害等に迅速に対応するために、これから 12 月、1 月、2 月、3 月とございますので、今回の予備費はそのまま残させていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

◎日程の追加

○佐久間孝光議長 ここで、日程の追加についてお諮りします。

発議第 38 号 普天間基地の使用禁止を求める意見書の提出についての件は、緊急を要しますので、急施事件と認め、日程に追加し、審議することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 異議なしと認めます。

よって、本件は急施事件と認め、日程に追加し、審議することに決しました。

◎発議第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第 11、発議第 38 号 普天間基地の使用禁止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9 番 川口浩史議員登壇〕

○9 番（川口浩史議員） 普天間基地の使用禁止を求める意見書の提出について、提案

理由を述べさせていただきたいと思います。また、臨時議会におきまして、本意見書を提案させていただくことができました。まことにありがとうございます。

本事故は、12月13日、米軍ヘリコプターから窓が落下をいたしました。落下場所は安全であるべき小学校でした。事態を聞いた保護者が不安な声を上げていたのも当然であります。普天間基地が危険と隣り合わせにあることを見つけた事故であったと思います。

菅官房長官は、事故の起きた13日記者会見で、同型機であろうがなかろうが、事故の徹底した原因究明と再発防止は全力で行うよう、政府として強く申し入れを行っていくと強調しておりました。また、小野寺防衛大臣は、米側に対し、ヘリコプターのCH53Eという型がありますが、CH53Eの安全確認が確実に行われるまでの飛行停止を申し入れたということでありました。しかし、残念ながら、米側は事故の1週間後飛行を再開しておるわけであります。

CH53Eは、本年10月衆議院の選挙期間中に沖縄県東村の高江に不時着炎上したときのヘリコプターと同型機、同機種であります。そのとき安倍総理は、政府として米側に対し、安全面に最大限配慮するとともに、地元住民への影響を最小限にとどめるよう強く求めていくと声明を出しております。大変安倍総理も炎上したときにはこのような声明を上げたわけではありますが、実際はこの7日後に飛行が再開をされたわけであります。マスコミも今度の事故については大変高い関心を持っており、皆さんも映像を何度も見たと思いますが、ヘリコプターが3機、画面から消えた10秒後ぐらいにひらひらと窓が落下したのをごらんになったというふうに思います。ああいう事故を再び起こさせないために、本意見書を提出したわけであります。

安全であるべき小学校の運動場に米軍ヘリコプターからの窓の落下事故が発生し、ここの小学校が危険と隣り合わせであることを見せつけられたわけであります。これ以上の不安と危険を回避するには、普天間基地の使用禁止しかないため、本意見書を提出した次第であります。

それでは、意見書を朗読いたします。

普天間基地の使用禁止を求める意見書

去る12月13日、沖縄県宜野湾市にある普天間基地を飛び立った米軍ヘリコプターから窓の落下事故が発生した。大きさは約90センチ四方、重さは7.7キログラムであり、窓枠は金属製。落下場所は、安全であるべき小学校の運動場であった。運動場には、

児童54人が体育の授業を受けていて4年生の男児1人が落下の風圧で飛んできた小石が当たりすり傷を負った。

この小学校は、米軍普天間基地に隣接している。隣接しているがゆえに今回の事故は起きたものであり、一步間違えば人命に関わる深刻な事故である。未来を担う子ども達が1日の多くを過ごす安全であるべき学校施設で起きたことを考慮するととても看過できない。

落下事故を発生させたヘリコプターは、CH53Eである。このCH53Eは、本年10月、沖縄県東村に不時着炎上したものと同機種であり、2004年8月、普天間基地近くの沖縄国際大学構内に墜落、米兵ら3人が負傷したものと同機種である。また、今月の7日にも同基地近くの保育園の屋根に、落下したとみられる部品も同機種のものである。同機種以外にも沖縄県民は不安と危険にさらされている。普天間基地に配備された垂直離着陸機MV22オスプレイは一年前、名護市の海岸に不時着、大破する事故を起こしている。こうした事故だけでなく、米軍の訓練の騒音はひどく、米兵らによる事件・事故も後を絶たない。街のど真ん中に位置する普天間基地が、「世界一危険」と言われる所以がここにある。

事故発生から6日後の19日に飛行を再開した。東村に不時着炎上したときは7日後に、昨年12月にオスプレイが大破した事故は6日後に、2013年8月に墜落、死亡した事故の時は11日後に、それぞれ再開している。とても十分な安全が確認されたとは言えずに再開している。米軍は、沖縄県民が怪我をしようが、人命に関わろうが構わず自分たちの都合を優先していると思えない。これでは次の事故が待っているだけだ。

よって、嵐山町議会は、これ以上の不安と危険を沖縄県民に与えることは出来ないものであり、沖縄県民の生命、身体、財産をまもるため、沖縄県普天間基地の使用を禁止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係各大臣であります。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 私もこのニュースは見まして、本当にひどいなと思いました。

今回川口議員さんのお出しになっている文章を読みますと、沖縄県普天間基地の使用

を禁止することということで書いてあるのですが、沖縄県が意見書を出した内容は、飛行の中止を求める意見書ということなのですが、その辺を確認したいのですけれども、それでよろしかったでしょうか。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 沖縄県議会が出したことですよね、それは。この私が出した意見書の後に沖縄県議会は通っているのです、全会一致で。私も宜野湾市がどういう、市議会がどういう態度をとっているのかということを見ました。この宜野湾市議会も学校上空、病院の上空、あとは何かあったか、そういう上空は少なくとも飛ばないようにということでの意見書だったのです。でも私はそれで十分かなと、皆さんとの交渉というのか、どうでしょうかということも諮って、これが議決されるようなあれであれば、多少私も考えの幅はあったのですけれども、今一番厳しいものを出して、隣り合わせにある小学校の子供たちの安全を守ることが一番だというふうに判断したので、こういうふうになりました。もし少し内容を変えて、全会一致で通そうよということであれば、何もこれにこだわるものではありません。

○佐久間孝光議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） そうしますと、ここに普天間基地の使用禁止ではなく、沖縄県で出したように、飛行停止、飛行中止という形の意見書に直すことができるということなのでしょうか。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 皆さんの会派がいいですよということであれば、これからそれは応じる用意はあるという、そういうことです、私は。

○佐久間孝光議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 私的には、沖縄県で出したように書くのであれば、私は賛成できると思うのですけれども、この状態の文章では反対します。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ですから、私はそういうので、皆さんがまとまって、そういうことで少し文章を直して通そうよということであれば、私はそういう幅を持ってやっているということです。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 私も今のこの最後の文面、使用を禁止するというので、やはり引かかったのです。使用禁止にすると、やはりいろいろな影響があると思うのです。ですから、今危険な基地ということですが、私も十分それは承知しています。できれば飛ばないでほしいなというふうに思いますけれども、今沖縄ではやはり普天間が必要だから、飛行に使われているのだと思います。そのところを私も一番引かかりました。ですから、禁止することによって、やはりいろいろ影響が出るかと思うのですが、そのところをどのようにお考えなのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 訓練ができなくなるということはあるのだと思うのですけれども、問題はどんな訓練をしているかということなのです。日本を守るための訓練をしているのだとしたら、まだ私はわかります。これ海兵隊ですから、殴り込み部隊なのです。戦争を起こしたときに一番初めに突っ込んでいく部隊なのです。これ守る部隊ではないのですから、それが普天間基地に配属されているのですから。ですから、こういう部隊が訓練ができなかったとしても、戦争が起きないということになるので、これは結構なことだというふうに私は思います。

○佐久間孝光議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 沖縄の置かれている、住民の方が置かれている立場というのは、非常に苦しいところがあるかというふうに思います。我々の肩がわりもしてくれているのだというふうな気持ちもあります。ですけれども言ったように、そこに基地があることによって、いろいろな抑止力が働いたり、国全体を守ってくれているところがあるのだというふうに思います。だから、そこを使用禁止にするというようなのは、今のお言葉だと、とても納得できないなというふうに、これは質問ではないですから結構ですけれども、そんな感じに思いました。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） こういう事件を臨時議会で、嵐山議会では初めてだと思えます。本当に窓口の開かれている議会だと私思います。ただ川口議員、今いろいろの質問に対して答えられたけれども、当初きょうだと、全協で説明された、今。その中でやはりそういったようなニュアンスは全くなく、これ説明されたわけです。

それで私が言いたいのは、この使用禁止を求めるとした場合、日本の安全保障、それからどこにその代替基地ができるのですか、それを使用禁止されるだけで、日本の安全というのは守れるのだというふうな認識でいらっしゃるのですか、お願いします。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ニュアンスがなかったというのですけれども、議長から何人か意見がありますかということをお聞きしたわけですが、皆さんに、私の説明の後。もう少し厳しいから、内容面、何かできるのかということをお聞きした。そういう面では聞けばよかったというふうに思います。

安全保障の面では、先ほども申しましたように、ここは殴り込み部隊なのです。戦争を起こしたときに一番に行く部隊で、一番危険な部隊なのです。そういう部隊がここにあるわけなのです。日本を守るのではないのです。敵基地に行く、基地というか、敵に行く。ですから、イラク、アフガンも、ここから飛んで行っているわけです。こういう部隊なのです。だからそういうものが日本の安全保障にどう結びついているのかということでは、全く結びついていない。逆に危険です。イラクから見れば、そこから飛んでいるのだなということで、イラクにミサイルがあれば、普天間が狙われるということになるわけですから、むしろないほうがいいわけなのです。

そういうことはあるのですけれども、安全保障の面で、もしいろいろな見解の違いがあれば、少なくとも学校の上空、病院の上空などは飛ばないようにという、今畠山議員がおっしゃったような、その範囲でやれば一緒にやっていきたいというふうには思います。いかがですか、やりましょうよ。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） ですから、代替基地というものはどういうふうに見えるの、これ使用禁止した場合、どこからどういうふうに見えるの。まず、これを出されるのはよしとしても、川口議員はどういうふうに見えるの。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 代替基地は、ですから日本を守る部隊が普天間基地にいるのではないのですから、代替基地などは必要ないのです。これ必要ないのです。日本を守る部隊ではないのですから。もともと米軍なんて日本を守るとは口では言っていますけれども、日本を守るなんていうことはしませんよ。これ中国と仮に戦争になったら、では日本の側につくかと、つきません、中立です。そういうことは、もう多くの

国民わかっているとは思いますが、もしご理解なければ、そういうことでアメリカ軍が日本のために何かやるということは、これはないです。これは世界の自分の勢力範囲を拡大するために、こういう軍事力を使っているだけのことですから。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 確かにそこは見解の違う、分かれるところでしょう。ただ、今どなたかが嵐山につくったらいいよというような、本当に自分の発議だかどうかわかりませんが、やはり今どういう展開が行われているかと、日本海上でアメリカのいろいろなものと日本と組んで、やはり北朝鮮の脅威に対して対応しているわけです。それは日本軍だけではなかなかできない。やはりその辺を、沖縄の皆さんには本当にいろいろな事件が起きるたびに気の毒だなと私も思います。沖縄に1回行ったことがありますけれども。ひめゆりの塔にも行きました。ただ、やはりそれは日本の負っている一つの宿命でもあるというふうに、私歴史の中から思うのです。そこだけちょっと答えていただいて。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 日本の宿命なんていうのは、今おっしゃったのですけれども、これが宿命だなんていうことではないです。ソ連が脅威になったときには、なぜ、では北海道にならないのですか。あのときだって沖縄なのです、ソ連脅威のときだって。今は北朝鮮だ何だというので、沖縄が一番近いところだということで、これなっていますけれども、これ私は北海道に持っていけなんていう話ではないのですけれども、沖縄ばかりなのです。それが戦争を止めるためのものではなくて、戦争をしようとしてかけているものに対して我々が基地を提供しているのですから、これは問題です。

北朝鮮は、確かにあんなことをやっていて、私はもう国自身もたないと思いますけれども、大変遺憾ですまないぐらいの問題を今やっています。そういう国であっても、まずはどうこれをやめさせていくか話し合いを進めていく、これしかないわけで、軍事一本だけで今日本はやっているわけですが、それは偶発的な衝突を招くだけです。これはやめるべきです。私は強くそれは申し上げたい。もう偶発的な戦争というのが起こる可能性が非常に高いです。今はそういう状態にあるということで、これは日本の国民にとっても、北朝鮮の国民にとっても、北朝鮮の国民は政治に参加できるという今状態ではないので、政府の側にしか申し上げられないのですけれども、その辺はよく聞く耳を持って、北朝鮮の政府も、これはやっていかないとだめだとい

うふうに思います。あんなミサイル開発はやめて、話し合いのテーブルについていくべきだというふうには私は思っております。

それで、畠山議員がおっしゃった程度のものであれば、賛成できるわけですか、皆さんは。だったらそういうふうにします、私は。

○佐久間孝光議長 第3番、大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 川口議員は、普天間基地の使用禁止を求めるといふことの文言にこだわったものではないといふふうなこともおっしゃいました。私もこの意見書の中身には全く反対ではありません。ただし、この普天間基地の使用禁止ということと言い切ってしまうことに対して、少し異議を感じております。普天間基地におけるCH53Eヘリコプターの安全確認が確実に行われるまでの間、飛行禁止を求めるといふ意見書であれば、私はこれは当然出してもいいかなとは思っておりますけれども……

〔「議長」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 はい。

○10番（清水正之議員） 今質疑の中にもあったように、文言を緩和すればといふか、直せば全会一致なりなんりの方向性が見えるという話がありました。同時に、提案者のほうからも、直すことは可能だといふ話がありました。ぜひ議長に仲をとってもらって、休憩をしてでもいいですから協議を進めてほしいと思っております。

○佐久間孝光議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時44分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑のある方どうぞ。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

反対討論、第3番、大野敏行議員。

〔3番 大野敏行議員登壇〕

○3番（大野敏行議員） 3番議員、大野敏行です。普天間基地の使用禁止を求める意

見書の提出について、反対の立場から討論をさせていただきます。

この間における普天間基地を飛び立ったCH53Eヘリコプターによりまして、大変な事故がもたらされました。このことにつきましては、私は大いに危惧しております。早く普天間飛行場を閉鎖して、代替できるほかのところに移ってもらえればなというふうにも考えております。ただし、今の普天間飛行場を全ての飛行を禁止するよと、普天間飛行場を使わせないという意見ですと、私は反対でございます。普天間基地におけるCH53Eヘリコプターの安全確認が確実に行うまでの間、そしてもう一つは、その事故要因が人的要因と言われたということですがけれども、人的要因であった場合には、どのようにその人的要因のところの理由に対して、米軍のほうで改善をしていくのか、それをはっきりとやはりさせてくれることが大事であるかなとは思いますが。しかし、普天間飛行場を全面的に今後一切使用を差しとめると、使用禁止にするという意見に関しましては、反対の立場から討論をさせていただきました。

以上です。

○佐久間孝光議長 次に、第8番、河井勝久議員、賛成討論をどうぞ。

〔8番 河井勝久議員登壇〕

○8番（河井勝久議員） 8番議員、河井勝久です。私は意見書の提出に賛成いたします。

13日に事故が起きました。そして、1週間で原因もきちっと解明せずに飛行させるということは、絶対に許せない行為であろうというふうに思っております。飛ばす原因について、ヘリコプターの原因というのが明らかにわかっていながら、ヘリコプターの部品かどうか調査中であり、必ずしもCH53Eとは言えないという発言も出されました。私は小学校が基地の近くでなく、別の場所に移転すればいいではないかという、まさに沖縄の人たちの声を全く無視したような形でのそういう声が出ているということ、これはとても許される問題ではないだろうというふうに思います。

あの基地がどういうふうにできたのかというのは、もともと学校はそこにあったわけですから、いろいろな形で基地を拡大するために、学校を基地の外にみんな作り出していってしまっているという現状が、今の状況を迎えているわけでありませう。県民はもとより小学校の校長、それから教頭も、このいわゆるヘリコプターを飛ばすことについては全くの反対をしております。このような、いわゆる基地でなくて、小学校が外に出ていけばいいではないかという発言というのは、沖縄の人の心を全く

無視している発言であろうというふうに思うわけでありませう。基地があるためにこのような事故が、これは先ほども川口議員の提案の中でもありましたけれども、何度もこの事故が起きているわけでありませうから、基地があるために、このいわゆるヘリコプター事故が防げないということは明らかであります。

私は8月19日に沖縄に行って、普天間基地も見てきましたし、宜野湾の市長にも会いました。基地があるためにどういうことを言われているかということ、基地があるために緊急を要する消防も救急車も基地の中を横切ることができない、そのために遠回りをしなければならない、消防行政に大変な負担が生じているのだと。そのため小刻みに消防署をつくらなければならない、市にとっては大変な負担であるということ言われていました。対岸で火事があっても、すぐに行きたい消防車が、基地の中を横切ることができないで遠回りをしなければならないという、沖縄の人たちのやはり負担というものは、我々のはかり知れない問題があるのだなということも知ったわけでありませう。

そういう意味も含めて、何としても真相が究明できるまでは、このヘリコプターをやはり飛ばすべきではないというふうに考え、意見書の提出に賛成をいたします。

以上です。

○佐久間孝光議長 続いて、第13番、渋谷登美子議員、賛成討論をどうぞ。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、この意見書の賛成討論をいたします。

1952年、日米行政協定というのを日本とアメリカが締結しました。そして、1960年、日米地位協定を締結しました。その地位協定、安保条約の中身なのですが、こういうふうになっております。ちょっと文章を読もうと思ったのですが、ちょっと外れてしまいましたので、こういうふうな形です。

日本は、米軍に全ての、米軍が領空とそれと基地をどこにつくってもいいという協定を日本とアメリカで結んでいます。ですから今日本に米軍が何人ここに来ているか、どこの基地に何人いるかということは、日本政府もわからない状況です。そして、朝鮮戦争が始まったとき、米軍がアメリカに行きました。その後自衛隊ができた、警察予備隊ができたわけですが、米軍はその日米地位協定や日米行政協定の中で何を言っているかということ、そこからイラクに行ったり、それから朝鮮に行ったり、それからソ連に行ったり、中国にも、中国に行ったかどうかわからないのですが、

そういうふうな形で軍隊を飛ばす、そのために基地があります。日本のために基地があるわけではなくて、日本、そしてその基地があるために一番言われているのが、北朝鮮がまず一番最初に、もし米軍が何かをやったら、日本の米軍基地、それから原発を狙うだろうというふうに言われているぐらい、今の日米地位協定で日本の状況というのが悪くなっています。そのために普天間基地があって、普天間からいろいろなところに飛んでいるわけですが、日本をアメリカは守りません。それは日米地位協定の中でわかるのですけれども、全く日本の領空権は全部アメリカが持っています。日本の領空権というのは非常に少ないのです、成田でも30度ぐらいとか、横田基地の周りはほとんど全部あれですし、低空飛行をしてもいいのです、米軍はその日米地位協定の中で。その中に普天間があって、そして今回このようなことが起きても、アメリカは別に何も反省もしない。それから強姦事件が起きても、アメリカは兵隊をアメリカに連れて行って保護する。そういうふうな状況になっています。この普天間基地というのは象徴なのです。

今アメリカで沖縄の次にあるのは三沢基地なのです。やはり同じ状況です。横田基地もそうですけれども。そういうふうな形で、日本は日米地位協定の中ですごく踊らされているというか、これは安倍さんの祖父の岸さんですか、岸さんのときに締結したのですけれども、密約で日米地位協定というのがあって。それでいろいろなことが言われていますけれども、北朝鮮はどうするのだ、どうするのだとおっしゃっていますけれども、そうではない。日本から米軍が必ず立っていく。そしてそれで攻撃しています。

イラクとアメリカの協定があるのですけれども、これはすごいですが、イラクとアメリカの協定は。イラク・アメリカ地位協定、2008年なのですけれども。イラク国内の米軍は、ここから国境を越えて周辺国を攻撃してはいけない、そういうふうな協定になっているのです。フィリピンでもそうなのですけれども、フィリピンは、米軍がフィリピンに基地を置いてもいいのは23カ所だけ、そういうふうになっています。そして、領空権もしっかり国が持っています。

ですけれども、日本の場合は全てアメリカが持っている。その自由権なのです。だから日本はアメリカの属国というふうに言われています。そしてそれを少しでも変えていくため、そして特に沖縄の場合に、その問題が1972年の沖縄返還がありましたけれども、それがそのまま温存されて、この位置にあるわけですから、日本にとってど

んなにこのアメリカの基地が危険なものであるか、そのことがあるためにこの意見書に賛成します、皆さん、もう少し日本史を勉強なさったらいいいと思います。

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第38号 普天間基地の使用禁止を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎閉会の宣告

○佐久間孝光議長 これにて本議会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第3回嵐山町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時57分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員